

特定非営利活動法人スマイルクラブ Yamaguchi 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人スマイルクラブ Yamaguchi という。また、略称を NPO 法人スマイルクラブ山口とし、英語では Smile Club Yamaguchi と表記する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山口県山口市葵二丁目 9 番 31 号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、次世代を担う児童生徒を対象とした出前授業や、地域住民、団体、企業等の参加によるパラスポーツイベントの開催などを通じて、パラスポーツの魅力を発信し、障がい者への理解促進やパラスポーツの競技力向上に寄与し、共生社会の実現に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に関わる事業

- ① パラスポーツ活動支援（出前授業等）
- ② パラスポーツ大会
- ③ スポーツ活動支援
- ④ スポーツ大会
- ⑤ その他この法人の目的を達するために必要な公益事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものと

し、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面若しくは電磁的記録により本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 入会后反社会的勢力となったとき、及び反社会的勢力との関わりが判明したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けた時は、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款を定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は 2 年、又は任期中の第 2 回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間とする。ただし、就任後第 2 回目の通常総会が 2 年を過ぎて開催される場合には、その総会の終結時まで任期を延長する。

2 役員の再任については、これを妨げない。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面若しくは電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に関わる職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会

に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定および使用)

第43条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算議決後にやむを得ない理由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正することができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条3項に掲げる者のうち、他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場及びこの法人のホームページに掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	松浦 哲郎
副理事長	大濱 真
理事	大濱 三平
同	草平 武志
同	山本 哲也
監事	中村 誠

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、設立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 41 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、設立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|----------|---------------------------|
| (1) 正会員 | (個人) 1 口 5,000 円 (1 年間分) |
| | (法人) 1 口 15,000 円 (1 年間分) |
| (2) 賛助会員 | (個人) 1 口 3,000 円 (1 年間分) |
| | (法人) 1 口 10,000 円 (1 年間分) |

役員名簿

特定非営利活動法人スマイルクラブYamaguchi

役職名	(ふりがな) 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	まつうら てつお 松浦 哲郎		無
副理事長	おおはま しん 大濱 真		無
理事	おおはま さんぺい 大濱 三平		無
理事	くらひら たけし 草平 武志		無
理事	やまもと てつや 山本 哲也		無
監事	なかむら まこと 中村 誠		無

注 「住所又は居所」には、特定非営利活動促進法施行条例第2条各号に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載すること。

2 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。

3 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

設立趣旨書

1. 設立の背景

現代社会において、障がい者が直面する社会的課題は多岐にわたります。特に、スポーツを通じた社会参加の機会が限られていることは、障がい者の自己実現やコミュニティへの貢献を妨げる要因となっています。私たちはスポーツを通じて、障がい者と健常者が共に支え合い、共生する社会を実現するための NPO 法人を設立することを決意しました。

2. 目的

- スポーツを通じて障がい者の社会参加を促進し、自己肯定感を高める。
- 障がい者に対する理解を深め、共生社会の実現に寄与する。
- 地域社会との連携を強化し、障がい者と健常者が共に楽しむ環境を作る。

3. 法人格が必要になった理由

- **信頼性の向上:** 法人格を持つことで、活動の透明性と信頼性が向上し、地域社会や支援者からの信頼を得やすくなります。
- **資金調達の容易化:** 法人化することで、助成金や寄付を受けやすくなり、安定した運営資金を確保することが可能になります。
- **活動の継続性:** 法人格を持つことで、個人の意向に依存せず、団体としての活動を継続的に行うことができます。
- **法的保護:** 法人格を取得することにより、団体としての法的な権利と義務が明確になり、活動がより安全に行えるようになります。

4. 活動内容

- **出前授業の開催:** 学校向けの定期的なパラスポーツの出前授業を実施し、共生社会実現向け、障がい者への理解やパラスポーツの魅力を発信する。
- **イベントの企画・運営:** スポーツ大会や地域イベントを企画し、障がい者と健常者が共に楽しむ機会を提供する。
- **啓発活動:** 講演会やワークショップを通じて、障がい者に対する理解を促進する。

5. 期待される効果

- 障がい者がスポーツを通じて自己肯定感を高め、社会参加が促進される。
- 障がい者と健常者の相互理解が深まり、共生社会の実現に寄与する。
- 地域社会全体が障がい者に対してよりオープンで支援的な環境を形成する。

6. 申請に至るまでの経過

令和7年1月16日 発起人会開催

令和7年7月18日 設立総会開催

令和7年7月18日

特定非営利活動法人スマイルクラブ Yamaguchi

設立代表者 松 浦 哲 郎

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から 2026 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人スマイルクラブ Yamaguchi

1 事業実施の方針

○共生社会の実現

障がい者と健常者が共に活動し、理解を深める環境を提供する。

○多様性の尊重:

パラスポーツを通じて、異なる背景を持つ人々が交流できる場を創出する。

○ダイバーシティ&インクルージョンの推進

障がい者に対する理解を促進し、社会全体の意識を変える。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位: 千円)
① スポーツ 大会	・障がい者、健常者も参加で きるインクルーシブ型スポ ーツ大会を共同事業として 開催する。	(A)年1回 (B)山口リフレッシ ュパーク (C)約80人	(D)学校、地域 団体、企業 (E)約150人	485千円

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から2026年3月31日まで

特定非営利活動法人スマイルクラブYamaguchi
(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	55,000	0	55,000
賛助会員受取会費	90,000	0	90,000
2 受取寄付金			
受取寄付金	30,000	0	30,000
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	0
4 事業収益			
イベント事業収益	0	0	0
5 その他収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	485,000	0	485,000
経常収益計	660,000	0	660,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0	0	0
法定福利費	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
施設使用料	485,000		485,000
諸謝金	0		0
会議費	0	0	0
旅費交通費	0	0	0
通信運搬費	0	0	0
広告宣伝費	0	0	0
消耗品費	0	0	0
諸謝金	0	0	0
その他経費計	485,000	0	485,000
事業費計	485,000	0	485,000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0	0	0
給料手当	0	0	0
法定福利費	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
会議費	0	0	0
旅費交通費	0	0	0
支払利息	0	0	0
その他経費計	0	0	0
管理費計	0	0	0
経常費用計	485,000	0	485,000
当期正味財産増減額	175,000	0	175,000
設立時正味財産額	0	0	0
次期繰越正味財産額	175,000	0	175,000

2026年度の事業計画書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人スマイルクラブ Yamaguchi

1 事業実施の方針

○共生社会の実現

障がい者と健常者が共に活動し、理解を深める環境を提供する。

○多様性の尊重:

パラスポーツを通じて、異なる背景を持つ人々が交流できる場を創出する。

○ダイバーシティ&インクルージョンの推進

障がい者に対する理解を促進し、社会全体の意識を変える。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位: 千円)
① パラスポーツ活動支援(出前授業等)	・パラスポーツの基本知識と技術を教える。 ・パラスポーツの意義や楽しさを伝える。 ・障がい者の体験談を通じて理解を深めるワークショップを開催する。 ・参加者が直接パラスポーツを体験できる機会を提供する。	(A)年計3回 (B)山口市小中学校 (C)約35人	(D)学校、地域団体、企業 (E)約100人	1,000千円
② スポーツ大会	・障がい者、健常者も参加できるインクルーシブ型スポーツ大会を開催する。	(A)年1回 (B)維新大晃アリーナ (C)約80人	(D)学校、地域団体、企業 (E)約200人	4,500千円

2026年度 活動予算書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人スマイルクラブYamaguchi
(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	55,000	0	55,000
賛助会員受取会費	150,000	0	150,000
2 受取寄付金			
受取寄付金	50,000	0	50,000
3 受取助成金等			
受取民間助成金	1,000,000	0	1,000,000
4 事業収益			
イベント事業収益	4,400,000	0	4,400,000
5 その他収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
経常収益計	5,655,000	0	5,655,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	850,000	0	850,000
法定福利費	0	0	0
人件費計	850,000	0	850,000
(2) その他経費			0
施設使用料	500,000		500,000
諸謝金	600,000		600,000
会議費	0	0	0
旅費交通費			
通信運搬費	2,780,000	0	2,780,000
広告宣伝費	120,000	0	120,000
消耗品費	0	0	0
消耗品費	500,000	0	500,000
諸謝金	150,000	0	150,000
その他経費計	4,650,000	0	4,650,000
事業費計	5,500,000	0	5,500,000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0	0	0
給料手当	0	0	0
法定福利費	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
会議費	0	0	0
旅費交通費	0	0	0
支払利息	0	0	0
その他経費計	0	0	0
管理費計	0	0	0
経常費用計	5,500,000	0	5,500,000
当期正味財産増減額	155,000	0	155,000
前期繰越正味財産額	175,000	0	175,000
次期繰越正味財産額	330,000	0	330,000